

奈良県立奈良高等学校寶相華会(同窓会)—東京支部会則

第一章 総 則

- 第一条 この会は「奈良県立奈良高等学校寶相華会(同窓会)東京支部」という。
- 第二条 この会は、第五条の会員をもって組織する。
- 第三条 この会は、会員相互の親睦を図り、母校の興隆と発展に寄与することを目的とする。
- 第四条 この会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第二章 会 員

- 第五条 この会は、次の各号に掲げるものを会員とする。
- 一、正会員
 - 二、賛助会員
- 第六条 正会員は、旧奈良県立奈良中学校、旧制奈良市立奈良高等女学校、奈良県立奈良高等学校の卒業生および修了生を以て充てる。
- 2 賛助会員は、奈良県立奈良高等学校の教職員（校長、事務長）ならびに奈良県立奈良高等学校寶相華会会長を以て充てる。

第三章 機 関

- 第七条 この会に次の役員をおく。
- | | |
|---------|------------|
| 一、支 部 長 | 1 名 |
| 二、副支部長 | 1 ないし 2 名 |
| 三、常任理事 | 若干名 |
| 四、理 事 | 卒業年次ごとに若干名 |
| 五、会 計 | 1 ないし 2 名 |
| 六、会計監事 | 1 ないし 2 名 |
- 第八条 支部長は総会において選任し、この会を代表して会務を統理する。
- 2 副支部長は総会において選任し、支部長を補佐し、会務を分掌するとともに支部長に事故あるときは、そのうち 1 名はその職務を代行する。
- 3 常任理事は支部長の指名および、理事の互選によるものを以て組織し、会の重要な事項について協議するとともに会務の執行を分掌する。
- 4 理事は各卒業年次より若干名を選任し、会の運営に参画し、各年度の連絡調整にあたり、会務の執行にたずさわる。
- 5 会計は総会において選任し、この会の会計を担当する。
- 6 会計監事は総会において選任し、この会の会計を監査する。
- 第九条 この会は、毎年一回、定期総会を開き、必要に応じて臨時総会をもつことができる。また、総会の前に役員による役員会を開催し、総会の運営その他この会の重要事項を審議する。
- 第十条 この会の役員任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

- 第十一条 この会は、顧問および相談役を推戴することができる。
- 2 顧問および相談役は、役員会の推薦により支部長が委託し、必要に応じて役員会に出席を要請することができる。
- 第十二条 この会の業務を処理するため、事務局に次の職員を置き、支部長が任命する。
- 一、事務局長 1名(役員を兼ねる)
- 二、事務主事 若干名
- 2 事務局長は支部長の命を受けて会務を処理する。
- 3 事務主事は事務局長の命を受けて業務を分担処理する。
- 第十三条 この会は、業務執行ならびに連絡のため、支部長、副支部長、会計、会計監事、および事務局長を以って、業務連絡会議を持つことができる。

第四章 会 計

- 第十四条 この会の経費は、総会の会費の一部と、寄付金その他の雑収入を以て充てる。
- 第十五条 この会の会計年度は毎年9月1日にはじまり、翌年8月31日に終わる。
- 第十六条 この会の決算は、会計監事の監査を経て、総会に報告しなければならない。

第五章 補 則

- 第十七条 この会則を変更しようとするときは、総会において、出席者の過半数の決議を経なければならない。
- 第十八条 会則以外の事項については、役員会において決定する。

付 則

1997年10月20日	初版制定
2005年11月12日	一部改正
2007年11月10日	一部改定